

## V 風景づくり推進地区



# 1. 風景づくり推進地区の位置づけ

## (1) 風景づくり推進地区の位置づけ

飯山市は、北陸新幹線飯山駅による交通拠点を含む都市機能が集積した中心市街地、寺町や飯山城に代表される歴史的まち並み、広い農地と集落が作りだす田園風景など地域固有の風景を有する地区が存在します。良好な風景づくりを推進するためには、これらの地区の個性を生かし、魅力を更に高めていく必要があります。

そこで、本計画では、景観計画区域のうち、飯山市の風景の代表選手的な役割を担い、風景づくりの施策をより重点的に展開する地区として「風景づくり推進地区」を定めます。この風景づくり推進地区は、地区住民等の合意形成に基づき、独自の風景づくりの目標や方針、基準などを定め、特徴のある風景資源や個性を活かした風景づくりに取り組みます。

## (2) 風景づくり推進地区の指定の考え方

風景づくり推進地区は、「飯山市の歴史的資源が集積する地区」、「良好な市街地環境を有する地区」、「拠点となる地区」、「新たに市街地を形成する地区（土地区画整理事業等）」などにおいて指定を検討します。

### ■風景づくり推進地区の条件

- 歴史的特徴のある風景を有する地区
- 自然と人々の営みとが調和した風景を有する地区
- 眺望など優れた風景を有する地区
- 河川、道路に沿って特徴ある風景を有する地区
- その他、風景づくりの上で必要と認める地区

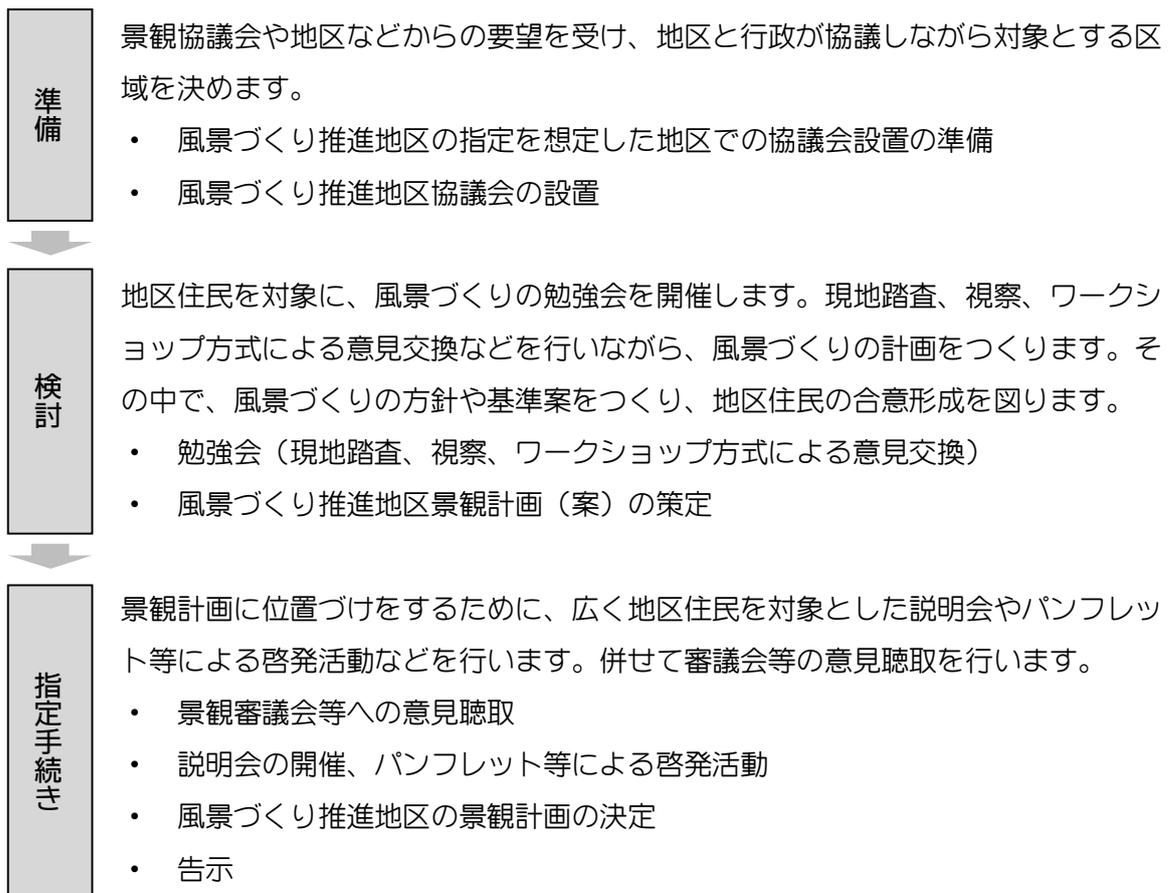
## (3) 風景づくり推進地区で定める内容

風景づくり推進地区では、地区住民の合意により次の事項に関する内容を定めます。

- 風景づくり推進地区の名称
- 対象区域及び面積
- 良好な風景づくりに関する方針
- 風景づくりの基準（行為の制限：建築物の配置・規模、意匠・形態・材料、その他）
- その他必要な事項（屋外広告物の掲出、風景資源の管理に関する事項、その他）

#### (4) 風景づくり推進地区の指定の方法

風景づくり推進地区の指定については、下記の示す手順を基本に進めます。手続きについては、指定を想定した地区で協議会を設置し、風景づくりの計画づくりを地区住民の合意形成を図りながら進めます。決定に際しては、景観審議会等の意見聴取を経て本計画に位置付けます。



## 2. 風景づくり推進地区の候補地

風景づくり推進地区の指定に関する考え方を踏まえ、風景づくり推進地区の候補地として下記に掲げます。

### (1) 愛宕寺町地区

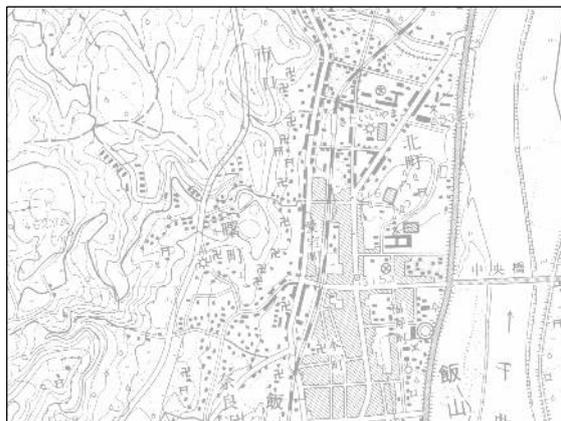
歴史的な寺町とともに仏壇街としてまち並みを形成している地区

#### ■主な風景資源

- ◆ 寺院の集積
- ◆ 寺巡り遊歩道
- ◆ 愛宕町仏壇街（雁木通り）

#### ■問題点、課題

- ◆ 仏壇街と寺院集積地との融合



### (2) 小菅地区

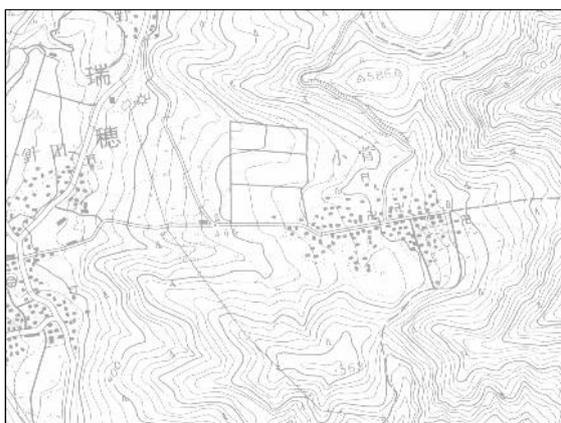
小菅神社へ至る沿道を中心に歴史的な雰囲気を残す集落が形成されるとともに、眺望など優れた風景を有する地区

#### ■主な風景資源

- ◆ 小菅神社等の寺社建築物
- ◆ 参道（杉並木）
- ◆ 沿道の伝統的な民家、土蔵
- ◆ 千曲川方面への眺望

#### ■問題点、課題

- ◆ 空き家、耕作放棄地（荒廃農地）
- ◆ 地区住民の高齢化



### (3) 福島地区

福島神社へ至る沿道を中心に、歴史的な雰囲気を残す集落が形成されるとともに、眺望など優れた風景を有する地区

#### ■主な風景資源

- ◆ 寺社建築物、石仏
- ◆ 沿道の伝統的な民家、土蔵
- ◆ 石積みの棚田
- ◆ 千曲川方面の眺望

#### ■問題点、課題

- ◆ 空き家、耕作放棄地（荒廃農地）
- ◆ 地区住民の高齢化

